

指標

医師会立看護職員養成校の 現況と今後について

副会長

すずき
鈴木

のぶかず
仲和

1) 医師会立看護職員養成校の役割

近年看護職の養成については看護系大学が増加し、また学生の大学志向も顕著となってきている。ただ、大学を卒業された看護師の地元就職率は全体的に低くなっており、必ずしも地域の看護職の確保に直結しているとはいえない。その点、医師会立養成校の卒業生は地元就職率が高く、かかりつけ医とともに地域の医療・介護を支えている。また、医師会立看護職員養成校は経済的に苦しい方も安い学費で看護職の資格を取得することができることから、生活を安定させるセーフティネットの役割も果たしている。

准看護師の養成についても1990年代から教育内容や教育時間の不足、自身の判断で看護業務を遂行できないなどにより看護師を一本化しようという動きがあるが、日本医師会は我が国の看護体制を看護師、准看護師、看護補助者の三層構造とするのが最適としており、今後もその養成は重要と訴えている。実際に看護職員の業務内容は各医療機関が担う医療によって異なってくるので、それぞれの施設に適した看護職員の配置がなされることが大切であり、准看護師は初期医療や高齢者の療養の分野での活躍が期待され、また看護師の確保が難しい地方やへき地において地域医療を支えている。

このように広域分散な地域特性を有する本道において地域医療を堅持する役割を担っているのが、医師会立看護職員養成校であるといえるだろう。

2) 医師会立看護職員養成校の数の推移

さて、北海道の地域医療を支えることに重要な役割を果たしてきた医師会立看護養成校だが、1980年代には20校あったものが、2000年代に入って急激な減少を認め、現在は8校、特に顕著なのが准看護師課程の減少で、現在は3校になって

指標のポイント



医師会立看護職員養成校の卒業生は地元就職率が高く、かかりつけ医とともに地域の医療・介護を支える重要な役割を担っている。しかし近年養成校をめぐる状況はきわめて厳しくなっており、閉校が相次いでいる。日本医師会はこの状況に危機感を強め、2022年（令和4年）8月、厚生労働省に養成校への財政支援や経済的に困難な学生への支援の充実などの要望書を提出した。当会も養成校の存続に向けて、自民党議員や公明党議員との政策懇談の席でさまざまな支援の要望を行うなどの働きかけを行っている。

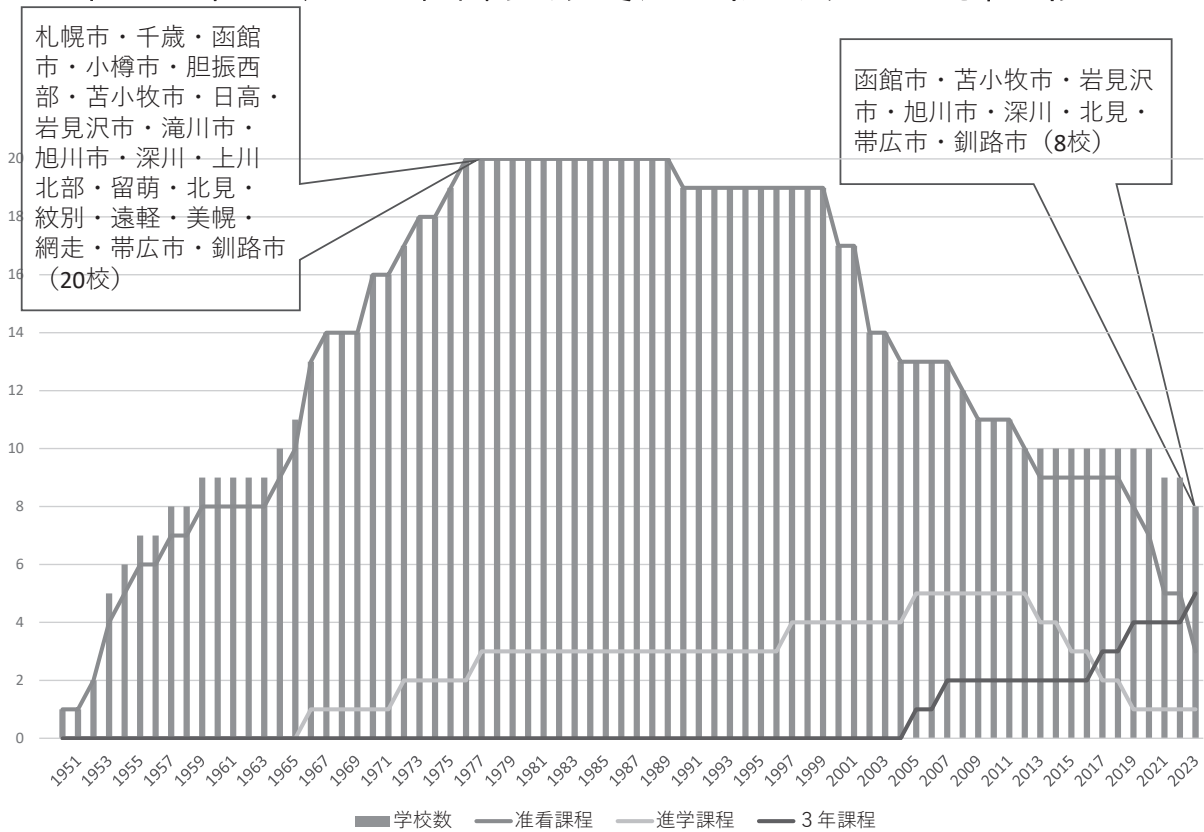
いる（図1）。これは本道に限ったことではなく、全国的にみても同様の傾向であり、2022年（令和4年）に日本医師会が実施した「医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査」によれば、准看護師課程は特にこの2年間で閉校に向けた動きが加速しており、2年間で25校の減、5年前の2017年度比では42校の減となっている。看護師2年過程も同様であり、2022年度以降に募集停止、閉校が決定している養成所は9校となっている。（図2、3）。

3) 医師会立看護職員養成校を守るために一日医の対応一

日本医師会も財政難によって養成校の運営をやむなく断念する医師会が急激に増えていることに危機感を覚え、2022年（令和4年）8月に厚生労働省医政局長宛てに釜沼常任理事名で「地域医療を支える看護職の養成に関する要望書」として4つの要望を挙げた（図4）。それをここで紹介させていただく。

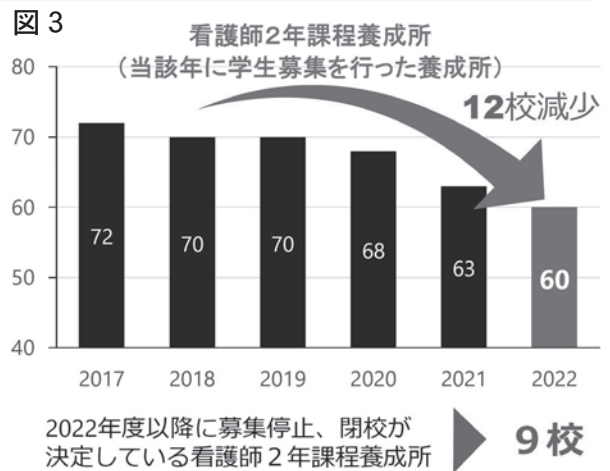
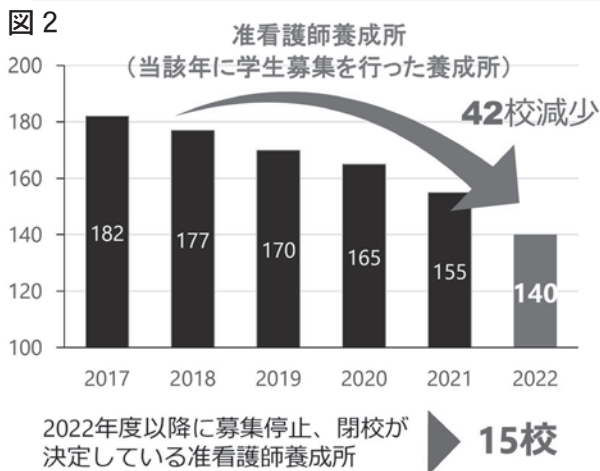
1つ目の要望は医師会立等看護師等養成所への財政的支援である。具体的には①地域医療介護総合確保基金の拡充及び「標準単価」の見直しと、②学校法人立の専修学校と同等の財政的支援を求めている。①については現在も地域医療介護総合確保基金により養成所の運営費補助は行われているが、残念ながら赤字経営となっていて、医師会本体からの多額の繰り入れが続いた結果、その負担増から閉校となってしまう所が増えている。そこで2017年（平成29年）に示された標準単価をその後のカリキュラムの見直しなど教育内容の充実に向けた取り組みや、新型コロナウイルス感染症への対応など運営環境の変化があったことを踏まえて大幅に見直しをもらい、養成所の運営が継続できるよう支援をお願いしたいというものである。その他、基金において看護職養成に関する事業の積極的採択も求めている。②の学校法人立の専修学校と同等の財政的支援を求めていることについてであるが、これは文部科学省がコロナ対応

図1 医師会立看護養成校数の推移



直近の医師会立看護師・准看護師養成所数の推移

准看護師課程は特にここ2年で閉校に向けた動きが加速しており、2年間で25校の減、5年前の2017年度比では42校の減となっている。看護師2年課程も同様であり、2022年度以降に募集停止、閉校が決定している養成所は9校となっている。



令和4年医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査

で2020年度（令和2年度）補正予算及び第二次補正予算において遠隔授業を行うための機材整備等の補助事業を創設したものの、専修学校については学校法人または準学校法人立に限定していることに対する要望である。学校法人、準学校法人

立であれば文部科学省予算において耐震補強工事に関する補助も受けることができるが、医師会立看護師等養成所は学校法人立ではないため、これらの補助が受けられない。看護師等養成所も看護人材の確保という点では学校法人等と同じ事業で

あり、同様の財政支援をお願いしたいというものである。





2つ目の要望は経済的に困難な看護学生への支援の充実である。具体的には①各種奨学金制度の拡充と、②専門実践教育訓練給付金の要件緩和を要望している。①については国の高等教育の就学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金が専修学校高等課程や各種学校である准看護師養成所については対象外となっていること、対象者も高校新卒あるいは卒業後2年以内の者となるため、社会人など新たに看護職を志す者の多くは受給できないこと、2021年度（令和3年度）に新設された「学生支援緊急給付金」も専修学校が専門課程に通う学生に限定されていたことを踏まえての要望である。②の専門実践教育訓練給付金の要件緩和についてであるが、准看護師養成所は社会人などがセカンドキャリアとして新たに看護職を志す場合の受け皿の役割を担っており、社会人などにとって、この「専門実践教育訓練給付金」の活用は非常に有用である。ただし専門実践教育訓練給付金指定講座はその要件として「当該修了者のうち専門実践教育訓練給付の受給者数」または「当該修了者にかかる入校者数に占める『就職者及び在職者数（訓練修了者に限る）』の割合（就業・在職率）が80%以上であることが必要」とされており、特に准看護師養成所の場合、卒業後にさらに看護師資格を取得するために進学する者がいるため、その要件を満たすことが難しく、指定を受けられない場合がある。しかしながら進学し看護師資格を取得した後は就業しているわけで、給付金の主旨には適っており、准看護師・看護師養成所については指定講座の要件である「就業・在職率80%以

上」に「看護師課程（保健師・助産師課程）への進学者」を含めてほしいというものである。

3つ目の要望として実習施設の確保に向けた施策の実施を求めている。冒頭で申し上げた通り看護系大学等が増加しており、実習施設は競合して争奪戦の様相を呈している。そして大学は優先される傾向があり、各養成所は実習施設の確保に苦慮している。また新型コロナウイルス感染症の影響により、実習施設側も受け入れに慎重になっている。実習前のPCR検査等の実施を求められることも多く、養成所や学生にその費用負担を求めているところもある。更に少人数でも受け入れをお願いするため、実習施設が分散・小規模化し、教員の負担が増している。そこで実習施設に対する受け入れ要請、またはインセンティブの付与についての検討をお願いし、また看護学生や看護職員へのPCR検査等に対する補助をお願いしたいというものである。

4つ目の要望として看護職希望者の増につながるような積極的な広報活動をお願いしている。その背景にコロナ禍を経験して、より強い意思を持って看護職を目指す学生がいる一方で、看護職の大変さが強調され過ぎて、看護職を敬遠している人もいると考えられる。実際に養成所の現場からは受験者数の減少や、保護者が医療関係の進学先を敬遠しているといった声が挙がっている。そこで小中学生の頃から看護職を将来の職業選択候補の1つとして考えてもらえるような効果的なPRをすることや、社会人等になってもセカンドキャリアとして看護職を目指すことができることをハローワークでの紹介も含めて積極的にPRしてほしいとしている。

図4 ■■ 地域に根差した看護職養成継続のための要望事項 ■■

<p>要望1</p> <p>医師会立看護師等養成所への財政的支援</p>  <ol style="list-style-type: none">① 地域医療介護総合確保基金の拡充及び「標準単価」の見直し② 学校法人立の専門学校と同等の財政的支援を	<p>要望2</p> <p>経済的に困難な学生への支援の充実</p>  <ol style="list-style-type: none">① 各種奨学金制度の拡充② 専門実践教育訓練給付金の要件緩和
<p>要望3</p> <p>実習施設の確保に向けた施策の実施</p> 	<p>要望4</p> <p>看護職希望者の増加に向けた積極的な広報活動</p> 

4) 医師会立看護職員養成校を守るために一当会の取り組み

当会では毎年医師会立看護職員養成校連絡協議会を開催して各校が抱えている問題や当会ならびに日本医師会、北海道、厚生労働省への質問・意見・要望を直接伺っている。前述の日本医師会の要望も、当会を含めた各都道府県医師会の声を反映させてのものである。さて、その連絡協議会であるが、コロナ禍となりそれもしくは中断されていたが、2022年（令和4年）8月22日に3年ぶりに再開することができ、今回も多くのご意見やご要望をいただいた。その内容を整理し、2022年（令和4年）11月22日に開催された自由民主党北海道支部連合会の道政課題に関する2022年度（令和4年度）「団体政策懇談会」の席及び12月10日に開催された公明党北海道本部「政策懇談会」との席で要望を申し上げた。要望の内容については日本医師会のもと重複する部分があるが、次の通りである。

まずは医師会立看護職員養成校への財政支援である。日本医師会への要望の中にもあったが、道内においても各施設の運営は非常に厳しい状況にあること、財政難により養成施設の運営をやむなく断念する郡市医師会が増えていること、運営費の中で補助金が必要な比率を占めていることを述べた上で、各養成校が安定した運営を継続できるよう、昨今の物価高騰による諸経費増の手当てを含め、看護職員養成施設運営支援事業費補助金増額を要望した。

実施施設の確保についても要望した。これについても日本医師会への要望にもあるとおり、実習施設では大学生を優先的に受け入れる傾向にあり、進学課程や准看護師課程の学生は近隣の病院で実習ができず、遠方の病院で宿泊しながら実習を受けさせている施設も数多くあることを紹介した上で、実習受入施設を安定して確保できる対策

を国・道が主体となって強力で押し進めてほしいと要望した。

また、道内の看護職員養成校の受験者数が減少している現状を説明した上で、看護職を目指す者が増えるような積極的な広報活動と経済的に困難な学生への支援の充実、入学できても退学せざるを得ない者を救済するための公的な奨学金制度のより一層の拡充もお願いした。

更に看護教員についても、彼らの大きな負担となっている看護教員養成講習会について、可能な限り集合教育は短期間とし、北海道は広大であることを考慮して札幌市以外での開催、eラーニングを導入し、受講者本人及び養成施設への負担の少ない制度とすること、実習指導者の育成のための財源について十分な措置を講じてほしいと要望した。

厚生労働省が2019年（令和元年）に推定した結果では、看護職員の総数不足への対応策のみならず、領域別・地域別偏在の調整について具体的な対応を検討する必要性が明らかになった。広大な北海道においては、特に中小病院や有床診療所などで看護職員の確保が困難であり、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により深刻さが増している。また、近年においては資格者の就職先も医療機関にとどまらず、在宅医療などにシフトしており、特に地方の小規模医療機関等で看護職員の確保は困難を極めている。国は医師不足・偏在に対しては医学部定員増の対策を打ち出しているが、医療は医師だけでできるものではない。医師の働き方改革の推進においてもタスクシフトの観点から看護職員の果たす役割は重要である。そういった意味で医師会立看護職員養成校の果たす役割は今後益々重要になってくると思われ、当会としては今後も引き続きしっかりと支えてゆく所存である。

「医師資格証」を持ちましょう

診療情報提供書等へのHPKI電子署名に対応しています



<問い合わせ先>

北海道医師会 事業第一課

TEL 011-231-7661

<http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/credential.html>

日本医師会電子認証センター

<http://www.jmaca.med.or.jp/>

『医師資格証』はHPKI(保健医療福祉分野公開鍵基盤)の枠組みを使った日本医師会認証局が発行する医師資格を証明するカードです